

議案第 4 2 号

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める住登外者宛名番号管理機能において個人番号が取り扱われることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年二宮町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び町の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務」を「、町の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務並びに町の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 町の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

4 二宮町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 二宮町長	二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の

		規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (5) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「二宮町障害者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 二宮町長	二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報

	療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(4) 生活保護関係情報 (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 二宮町障害者医療関係情報 (7) 二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 二宮町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 二宮町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方	(1) 障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (2) 自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
5 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 福祉関係情報 (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（議案第４２号）二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
の新旧対照表

改正後	改正前														
（個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務、<u>町の執行機関が第３項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務並びに町の執行機関が第４項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第９条第１項に規定する準法定事務とする。</u> ２・３ （略） <u>４ 町の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</u> <u>５</u> （略） 別表第１（第４条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>３ 二宮町長</td><td>二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>４ 二宮町長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	（略）		３ 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	４ 二宮町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	（個人番号の利用範囲） 第４条 法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び<u>町の執行機関が第３項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</u> ２・３ （略） <u>４</u> （略） 別表第１（第４条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>３ 二宮町長</td><td>二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	（略）		３ 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
執行機関	事務														
（略）															
３ 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの														
４ 二宮町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの														
執行機関	事務														
（略）															
３ 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの														

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 二宮町長	二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 二宮町長	二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		(5) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「二宮町障害者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの <u>(7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			(5) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「二宮町障害者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 二宮町長	二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 二宮町障害者医療関係情報 (7) 二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの <u>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	2 二宮町長	二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 二宮町障害者医療関係情報 (7) 二宮町こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
3 二宮町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精	3 二宮町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精

改正後			改正前		
		神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの （4） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの <u>（5） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「福祉関係情報」という。）であって規則で定めるもの （4） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であって規則で定めるもの
4 二宮町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの （2） 自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	4 二宮町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの （2） 自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 住民票関係情報 （2） 地方税関係情報 （3） 医療保険給付関係情報 （4） 生活保護関係情報 （5） 福祉関係情報 <u>（6） 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	5 二宮町長	二宮町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	（1） 住民票関係情報 （2） 地方税関係情報 （3） 医療保険給付関係情報 （4） 生活保護関係情報 （5） 福祉関係情報